

伊丹市上下水道局における行政財産使用料の減免基準

(目的)

第1条 この基準は、伊丹市上下水道局公有財産規程（以下、「規程」という。）第31条の規定に基づき、伊丹市上下水道局（以下、「本局」という。）における行政財産使用料（以下、「使用料」という。）の全部又は一部を免除するときの、その対象となる相手方、用途及び減免割合等の基準（以下、「本基準」という。）その他について定めるもので、減免による支援の程度について説明責任を果たし、局有財産使用に係る透明性・公平性を高めることを目的とする。

(使用許可等相手方の認定方法)

第2条 減免することができる使用許可又は使用承認（以下、「使用許可等」という。）の相手方は、別表1「相手方・使用用途区分別減免基準表（一時使用）」（以下、「別表1」という。）及び別表2「相手方・使用用途区分別減免基準表（長期使用）」（以下、「別表2」という。）に掲げる者とする。

(土地・施設の用途)

第3条 使用料の全部又は一部を免除するときの、その対象となる土地・施設の用途については次に掲げるとおりとする。

- (1) 本局における水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下、「本局事業」という。）を補完・推進する事務事業の用に供すると本局が認めるとき
- (2) 本市施策を補完、推進する事務事業又は公共性・公益性を有する事業の用に供すると本局が認めるとき

(使用用途区分の認定方法)

第4条 第3条の(1)及び(2)の使用用途区分を認定する際には次の点に留意し、本局において総合的に判断し決定するものとする。

- (1) 減免することの必要性
長期に渡って使用料を減免しているものについては、現時点においても明確な「公共性・公益性」が認められるか検証し、既得権化・常態化しているものについては原則本基準を適用しないものとする。
- (2) 減免することの妥当性
減免を受けようとする用途について、その収益性の程度を検証し、営利を目的とした用途については原則本基準を適用しないものとする。
- (3) 減免することの公平性
本局により、同じ用途で使用用途区分の適用に差異が生じないようにするとともに、本基準を適用する際には、その他の相手方との間で公平性が保たれるよう適正な運用を行うものとする。

(一時使用・長期使用の区分)

第5条 使用許可等する期間等によって一時使用・長期使用を区分し、それぞれ別表1又は別表2を適用する。

(1)別表1

使用期間が1年以内の場合で、その使用目的についても1年以内に完結するものと本局が判断するとき。

(2)別表2

使用期間が1年を超える場合で、その使用目的についても1年を超えて継続するものと本局が判

断するとき。

(減免割合)

第6条 本局が減免する必要があると認めるものに限り、別表1又は別表2を上限として減免することができる。ただし、適正規模と認められる部分に限る。

2 行政財産使用料は原則、有償であるべきであることから、減免割合の適用にあたっては、減免割合の上限を直ちに適用するのではなく、相手方の収益性の程度を検証し、減免割合の削減に努めるものとする。

(減免使用料の算定方法)

第7条 規程第30条(第3項を除く。)の規定に基づき算定した使用料に、第6条第1項による減免割合を乗じたものを減免使用料とする。

2 規程第30条第3項に掲げる工作物又は物件の設置を目的とする場合は、原則本基準を適用しないこととする。ただし、第3条の(1)に該当する場合はこの限りではない。

(適正規模)

第8条 減免使用料を適用することができる財産の規模は、施設を維持運営するのに必要な最小規模面積及び必ずしも必要ではないがあることが望ましいものであるときの規模面積とする。

(減免の見直し)

第9条 既に減免を行なっている使用許可等について、本局からの財政的支援にあたる場合には、次の事項に留意して減免の見直しが必要かどうか検証を行うこととする。

(1) 社会経済情勢の変化

本基準が求めている本局事業又は本市施策との関連性、公共性、公益性及び非収益性の内容は、社会経済情勢等に応じて変化していくものであることに鑑み、現時点においても減免が公共性・公益性のある事業に寄与しているかどうか

(2) 公と民の役割分担

民間でできるものを本局が支援していないか。

2 「公と民の役割分担において民間でできるもの」という視点で、事務用途は、政策目的があいまいで団体のための便宜供与となっていないか検証するとともに、次の点に留意すること。

(1) 団体として利益を上げている(使用料の支払能力がある)場合は、原則減免しない。

(2) 団体の維持管理に必要な事務については、原則減免しない。

3 使用許可等相手方の収支状況に応じて、減免の必要性及び減免割合について検証を行うこと。

(その他)

第10条 本基準により難しい場合は、本基準を適用しない特別の理由を明確にするとともに、使用料の減免の必要性・妥当性について検証し減免割合の削減に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 相手方・使用用途区分別減免基準表（一時使用）

| 使用用途区分 使用許可等相手方区分 | 本局事業を補完・推進する事務事業の用に供すると本局が認めるとき | 本市施策を補完、推進する事務事業又は公共性・公益性を有する事業の用に供すると本局が認めるとき |
|--|---------------------------------|--|
| ① 法人税法別表第 1 に掲げる「公共法人」 ② 法人税法別表第 2 に掲げる「公益法人等」 ただし、宗教法人を除く。 ③ 「地縁による団体」 ④ 「人格のない社団等」 ⑤ 公共性・公益性を有すると本局が認定したもの。 （公益的事業を行なう法人等） | 全額免除 | 全額免除 |

別表 2 相手方・使用用途区分別減免基準表（長期使用）

| 使用用途区分 使用許可等相手方区分 | 本局事業を補完・推進する事務事業の用に供すると本局が認めるとき | 本市施策を補完、推進する事務事業又は公共性・公益性を有する事業の用に供すると本局が認めるとき |
|--|---------------------------------|--|
| ① 法人税法別表第 1 に掲げる「公共法人」 ② 法人税法別表第 2 に掲げる「公益法人等」 ただし、宗教法人を除く。 ③ 「地縁による団体」 ④ 「人格のない社団等」 ⑤ 公共性・公益性を有すると本局が認定したもの。 （公益的事業を行なう法人等） | 全額免除 | 1/2 減免 |